

H28年度上半期納付分の社会保険料率表

H28.4 石井作成

年齢別保険料率の内訳

種 別	従業員の年齢 料率	40歳未満		40歳以上65歳未満		～70歳まで		～75歳まで	
		事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人
a	健康保険(改定)	10.040%	5.020%	5.020%	5.020%	5.020%	5.020%	5.020%	5.020%
	介護保険	1.580%	—	0.790%	0.790%	—	—	—	—
b	厚生年金	17.878%	8.939%	8.939%	8.939%	8.939%	8.939%	—	—
	子ども・子育て拠出金	0.150%	0.150%	—	0.150%	—	0.150%	—	—
c	雇用保険(改定)	1.100%	0.700%	0.400%	0.700%	0.400%	—	—	—
	労災保険	下記のとおり	—	—	—	—	—	—	—
	一般拠出金	0.002%	0.002%	—	0.002%	—	0.002%	—	—
小計(労災を除く)		30.750%	14.811%	14.359%	15.601%	15.149%	14.111%	13.959%	5.022%
									5.020%

* 健康保険は、H28.3月分(4月納付)から適用(従前 10.030%)

* H28.9月分(10月納付)から、厚生年金保険料は、 +0.354%

業種別・事業主負担分保険料率の計算方法

業 種	事業主負担の保険料率				
	小計(除労災)	+	雇用保険	+	労災保険
① 「②, ③」以外の事業	小計(除労災)			+	0.25%～8.7%(卸小売・飲食0.35%, 輸送用製造業0.40%etc)
② 農林水産・清酒製造の事業	小計(除労災)	+	0.100%	+	1.3～6%(農林水産), 0.6%(清酒製造)
③ 建設の事業	小計(除労災)	+	0.200%	+	0.65～7.9%

保険の概要

健康保険・厚生年金	毎月、当月給料から前月分保険料を徴収、事業主分を加えて送付されてきた「納入告知書」で月末までに金融機関で支払う。資格取得時に標準報酬額を決定、対応する標準報酬・保険料額表の保険料を翌月末までに支払う。定時決定は、毎年4～6月の報酬額から標準報酬月額を決め、9月～翌8月まで、支払う * 標準報酬・保険料額表 賞与に係る保険料額は、標準賞与額(賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額)に、保険料率を乗じた額。
------------------	---

[\(健康保険\)](#)

[\(介護保険料\)](#)

[\(厚生年金\)](#)

[\(子ども・子育て拠出金\)](#)

健康保険の料率は広島県独自。75歳になると後期高齢者医療に加入。

介護保険料率は全国一律(組管掌を除く)。介護保険料は、40歳到達月から65歳到達月の前月の分まで徴収。

70歳未満は、厚生年金の被保険者。加入資格(25年)を満たすため70歳以上でも任意加入可(原則、全額自己負担)。

65歳までの特別支給老齢の厚生年金は、1年以上厚生年金の加入期間必要、65歳からは1月以上で支給。

児童手当等の財源の一部。厚生年金保険法上の標準報酬月額及び標準賞与額に基づいて徴収。

労働保険	毎年、6月1日～7月10日に、概算保険料(賃金総額の見込額×保険料率)を支払う。保険料額によっては延納も可能。同時に、前年度の確定保険料(前年保険料率)の清算も行う。労働局から送付された申告書に、金額記載し金融機関へ納付。
-------------	---

[\(雇用保険\)](#)

[\(労災保険\)](#)

[\(一般拠出金\)](#)

4月1日に、64歳以上は保険料免除。同一事業所に引続き雇用者は、[高年齢継続被保険者](#)。65歳以上で新たに雇用は、保険対象外

労災保険料と一般拠出金は、全ての労働者の賃金が対象で、全額事業主負担。

平成19年4月1日から、石綿健康被害救済法に基づき、労働保険料と併せて申告・確定納付する。

[* 労災保険料率](#)

対象となる賃金

各種手当、通勤手当、休業手当は、対象賃金。旅費、退職金、見舞い・祝い金などは、除外。

保険料の免除

産前産後、育児休業保険料免除申出書により、休業期間中の本人・事業主のa,bの保険料免除